

札幌市福祉のまちづくり条例施設整備基準 改正概要一覧

資料2

ガイドブック上の区分	資料上の該当項目	変更項目	変更内容（概要）	改正区分
整備基準	7 (参考①-1)	不特定多数の者等が利用する便所（設置数）	原則、各階（不特定多数の者等が利用する階）に設置（床面積2,000㎡以上の場合）（※例外あり）	国基準改正対応
★ 整備基準	8 (参考①-3)	車椅子使用者用便房（設置数）	床面積2,000㎡以上：原則、便所を設ける階ごとに1箇所以上設置（※例外あり） 床面積2,000㎡未満など：建物全体で1箇所以上設置	国基準改正対応（※2,000㎡以上のみ）
★ 望ましい整備	9		床面積2,000㎡以上：各便所ごとに1箇所以上設置 床面積2,000㎡未満など：便所を設ける階ごとに1箇所以上設置	国基準改正対応（※2,000㎡以上のみ）
★ 望ましい整備	9		異性による介助や性的マイノリティに配慮し、男女共用の広めの便房を設置	国基準改正対応
解説	10	車椅子使用者用便房（便房内の空間）	床面積2,000㎡以上の建築物における空間の確保（少なくとも1以上は径180cmを確保）について修正	国基準改正対応
★ 整備基準	11 (参考①-4)	オストメイト用設備（表示）	オストメイト用設備を設けた便所の付近に、案内表示を設置	国基準整合
望ましい整備	11		案内表示は日本産業規格（JIS）の標準案内用図記号を使用	国基準整合
★ 望ましい整備	11	オストメイト用設備（設置数）	床面積2,000㎡以上：原則、便所を設ける階ごとに1箇所以上設置 床面積2,000㎡未満：建物全体で1箇所以上設置	国基準整合（※2,000㎡以上のみ）
★ 整備基準	12、19 (参考①-7,10)	車椅子使用者用駐車施設（設置数） ※路外駐車場を含む	不特定多数の者等が利用する駐車場の場合 ・全駐車施設数が200以下：2%以上 ・全駐車施設数が201以上：1%+2%以上 多数の者が利用する駐車場の場合 ・全駐車施設数が100以下：1箇所以上 ・全駐車施設数が101以上：1%以上	国基準改正対応（※不特定多数利用のみ）
★ 望ましい整備	12、19		不特定多数の者等が利用する駐車場を設ける場合 ・全駐車施設数に関わらず、2%以上	国基準改正対応
解説	12	車椅子使用者用駐車施設（設置数）	機械式駐車場の扱いを規定	ガイドブック見直し
★ 望ましい整備	13、20	車椅子使用者用駐車施設（屋根・庇） ※路外駐車場を含む	・雨天、降雪時の乗降に配慮し、屋根・庇を設置 ・有効高さ230cm以上を確保	国基準整合
解説	14	車椅子使用者用駐車施設（表示）	積雪等に配慮した表示について補足説明	ガイドブック見直し
★ 整備基準	19 (参考①-11)	車椅子使用者用駐車施設（除外規定） ※路外駐車場のみ	普通自動車以外のための駐車場（バス専用駐車場、バイク専用駐車場）には車椅子使用者用駐車施設の設置を免除。	国基準整合
★ 整備基準	6 (参考①-8)	エレベーター（表示）	エレベーターの付近に、その所在を示す案内表示の設置を義務化（※共同住宅は除外）	国基準整合
★ 望ましい整備	6		・案内表示は日本産業規格（JIS）の標準案内用図記号を使用	国基準整合（※JIS案内用図記号のみ）
★ 整備基準	15 (参考①-9)	エスカレーター（表示）	エスカレーターの付近に、その所在を示す案内表示の設置を義務化	国基準整合
★ 望ましい整備	15		・乗降口の足元への照明の配置のほか、案内表示等により、乗り口・降り口を分かりやすくする ・案内表示は日本産業規格（JIS）の標準案内用図記号を使用	国基準整合（※JIS案内用図記号のみ）
★ 整備基準	17 (参考①-5)	劇場等における車椅子使用者用席（設置数）	変更なし（すでに国基準を上回っているため）	変更なし（市基準維持）
★ 望ましい整備	17		・座席数100以下：2以上 ・座席数101～200：2%以上 ・座席数201～2,000：1%+2%以上 ・座席数2,001以上：0.75%+7以上 ・座席数201以上の場合、2箇所以上に分散して配置	国基準改正対応
★ 整備基準	18 (参考①-6)	劇場等における車椅子使用者用席（構造）	車椅子使用者用席の奥行きを、120cm以上から135cm以上に拡大	国基準改正対応
解説	18		車椅子使用者用席の奥行きについて解説	国基準改正対応
★ 解説	4、5	敷地内の通路・傾斜路（勾配）	「傾斜路」の定義を勾配1/50以上から1/20以上に変更	ガイドブック見直し
解説	16	洗面所（水栓器具の配慮）	手すりの設置と吐水口の位置の配慮について補足説明	ガイドブック見直し
その他	1	建築物の利用実態による分類	分類表をより分かりやすいものに変更	ガイドブック見直し
その他	2	特定適合施設表示板（シンボルマーク）	増築等部分が交付基準を満たしているだけでなく、当該部分までの経路や既存部分についても交付基準を満たす必要がある旨を追記	ガイドブック見直し
その他	3	手続きの概要	事前協議手続きの簡略化に関する変更	ガイドブック見直し